

第2回NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会 議事録

- 日 時：平成24年2月8日 10:00～
 ○場 所：道庁本庁舎12階環境生活部第1会議室
 ○出席者：

区分	所属	役職	氏名	備考
検討委員	(社) 中小企業診断協会	北海道支部長	笹山喜市	委員長
	(社) 北海道中小企業診断士会	理事長		
	札幌大学法学部	准教授	武岡明子	副委員長
	(社) 北海道総合研究調査会	専務理事	五十嵐智嘉子	
	NPO法人北海道NPOサポートセンター	事務局長	小林董信	
	NPO法人霧多布ナショナルトラスト	理事長	三膳時子	
道側	北海道経済連合会	事務局長	浜田剛一	
	総務部財政局税務課	主査	山崎晃裕	
	環境生活部くらし安全局	担当局長	伊藤敏彦	
	〃 道民活動文化振興課	課長	佐藤哲夫	
	〃 〃	主幹	帰来芳樹	
	〃 〃	主査	今泉純	
	〃 〃	主査	高石浩子	

○議 事

1. 開会

2. 開会あいさつ（伊藤道民活動担当局長）

- ・ 今年度も残すところ2ヶ月、お忙しいところ出席いただき感謝申し上げます。
- ・ 本日は、昨年11月22日の第1回検討委員会において論点となった事項や宿題をいただいた事項について事務局から説明し、「個別指定の対象となるNPO法人について」を本日のテーマとしてご意見をいただきたい。
- ・ 本委員会で検討するテーマは、「NPO法人に対する税優遇のあり方」に絞ったものではあるが、検討の経過等については、今後のNPO法人に向き合う中での大きな手がかりになるものとする。
- ・ 限られた時間ではあるが、活発かつ建設的な議論をお願いします。

3. 議事

(1) 前回（平成23年11月22日）の論点のまとめについて（帰来）

①個別指定条例に関係する当事者の意識等調査について

(NPO法人)

ア 税優遇に係る意識調査が必要。

- ・ 平成23年度道の委託事業として「NPO活動基盤強化に関するアンケート調査」を実施し、調査結果は資料1のとおり。

（調査を受託した北海道NPOサポートセンターの小林事務局長から説明）

- ・ 平成23年9月に調査を実施
- ・ 収入規模1千万円以上のNPO法人を基本に約540団体を抽出し、31.4%の168団体から回答があった。（うち5割強は、福祉分野）
- ・ 17頁のとおり資金繰りについては、「おおむね円滑」と「円滑」を合わせ8割以上だが、資金調達先が「個人借入」が多く、法人基盤の脆弱性もうかがえる。

31頁の「新しい公共」の担い手となるNPO等の活動を促進するために行政に求めることで一番多かったのは、「活動資金の補助や助成」となっている。

- ・ 資料2は、資料1の168法人の平均値と、道内認定NPO法人7法人のうち特徴的な2法人を対比してみたもの。
- イ 税優遇制度を認識してもらうためのアクションが必要。
- ・ 道として、今後アンケート調査以外にどのようなアクションが有効かを検討していく。
 - ・ 資料5について、内閣府において、今月25日から全NPO法人を対象にインターネットで調査を行う予定。調査結果は夏ぐらいになると聞いている。

(道内市町村)

- ア 個別指定条例制定の有無など、市町村の動向はいかがか。
- ・ 資料3は、全市町村を対象に、平成24年1月1日現在の状況を調査したもの。
 - ・ NPO法人の個別指定について、市町村税条例の改正により制度化しているのは46市町村。
 - ・ 指定の基準を定めているのは南富良野町のみ(参考資料1～4)
 - ・ 全道179市町村の約2/3の124市町村が、未制定若しくは未定という状況。

②道内NPO法人の現状等について

ア NPO法人財務状況等資料1及び資料2

イ 解散NPO法人の事由

- ・ 資料4解散理由の最も多いのは、「社員総会の決議」で、活発な活動に至らず名前だけになってしまったもの、活動していた代表者が欠けてしまったものなどがある。

●質問等

(五十嵐委員)

- ・ 資料3の問2と問3の設問趣旨は？

[佐藤課長]

- ・ 道で現在検討委員会を設置しているが、同様な検討を市町村が行っているかを調査したもので、問1は単純に市町村が条例を定めているか、問2は制定済み又は予定の市町村のうち検討委員会を設置しているか、問3は、市町村によって道と足並みをそろえたいという声もあることから、道が説明会を開いた場合どれくらい参加希望がありそうかを調査したもの。

(武岡委員)

- ・ (資料3について) 条例指定するかしないかは市町村の任意だと思うので、「条例指定をしない」市町村を問う設問が必要ではなかったか。

[佐藤課長]

- ・ 問1の3番「条例制定の予定は無い」の72市町村に含まれていると考える。

(武岡委員)

- ・ 資料5では内閣府がこれからアンケート調査するとのことだが、昨年12月にも調査結果が出ているはずで、回収率が14%くらいだったかと記憶しているが、NPO法人の税優遇制度に対する関心が高くなかったようだ。

(三膳委員)

- ・ アンケート調査もいろいろな調査が送られてくるので、事前の説明や回答の確認などがないような場合など、なかなかアンケートに答えてもらえないものもある。

(小林委員)

- ・ アンケート調査も回答者側の捉え方が違うことがある。

4. 意見交換

(笹山委員長)

- ・ それでは議論にできるだけ時間を取らせていただきたいので、「個別指定の対象となるNPO法人について」の検討に入らせていただきます。
- ・ テーマとして、NPO法人をどのような形で指定していくのかということ、市町村がOKしたものは道としても指定していくという形になるのか、指定することによって17の活動分野に偏ってしまわないかとか、NPO法人の母体があまりにも弱小であるとか活動していない場合の基準をどうするかなど、ご意見あればご自由に出していただきたい。

(武岡委員)

- ・ 内閣府から個別指定条例のイメージが示されているらしいが、その中に具体的な基準は示されているか。自分でも探してみたが、見つからない。

[佐藤課長]

- ・ NPO法改正の法案や概要は示されたが、(個別指定について、)具体的にどういうものを免除の対象にするかについてのイメージというものは、内閣府から示されていない。

(三膳委員)

- ・ 浜中町にはNPO法人が5あって、分野もそれぞれ違うが、これらをどのように指定するのか、その町々で活動しているNPO法人の中でも、出来たてのNPO法人と長年続いているNPO法人など年数の違いや活動の状況は基本的には市町村で押さえることになるのかと思う。

(笹山委員長)

- ・ 市町村でNPO法人とどの程度コミュニケーションがあるのか。

(三膳委員)

- ・ 指定管理を受けているせいもあるが、1万6千人弱の町だから、結構町役場(行政)との関係は近い。

(五十嵐委員)

- ・ 委員長から示された3点というのは、方法論としてあるが、その前になぜ指定かという視点に立つと、たとえば、地域に貢献していることが必要であるということ、それから社会性ということで、北海道の課題(福祉、環境、教育などの分野)に道としてこういう分野に力を入れてくるといようなこと、もう一つは経済性ということで、経済的な活動状況または経済的でなくてもこういう効果があるといったいくつかの視点があって、それぞれ具体的な状況を見ていく流れも必要ではないか。

(笹山委員長)

- ・ 小林委員さんはいかががでしょうか、いろいろと相談されて、NPO法人と接触がおありになると思います。

(小林委員)

- ・ 北海道NPOサポートセンターでは、ずっと認定NPO法人制度の要件緩和を求めてきた。
- ・ NPO法は、ボランティア団体に法人格を持たせるということで、その中で、ボランティア団体も今までお金が回らないということだったが、なんとか寄附とかをいただいて活動を継続してやっていきたいということになった。
- ・ それとセットで3年遅れで認定NPO法人制度が租税特別措置法にでき、それがこの10年くらい続いてきたが、今回いろんなものがいっぺんに改正された。
- ・ 認定NPO法人制度も、今回本認定と仮認定、個別指定の3つになったが、個別指定というのは小さな町を例にすると分かりやすいが、その町の中で活動して行って特に町民から支持があって、町としても町民税を減免するというような判断ができる団体を対象にするということが趣旨ではないか。道や札幌市など大きなところは、かなり難しいんじゃないかと思う。例えば、道内の市町村がこの団体を市町村民税を免除すると決めたのを、道民税も免除したらいいのではないかと思う。個別の指定を道がチェックしていくというのはなかなか大変だ。市町村がまず指定したところは、道も指定してもらえばよいのではないか。

(浜田委員)

- ・ 資料3を見ると、すでに道内は46市町村が準備を整えたということだが、北海道全体といっても大きな町とか小さな町とか、置かれている環境とかお年寄りの数とかで違いがあると思う。北海道一律という訳にはいかない。
- ・ そんな観点からも、市町村の判断を第一優先するというのは、それぞれの地域事情を解決する

方法とは思いますが、道の基準を決める上でもそういうのがあった方がいい。そうすると、何も基準はいらなくて、市町村がやったから道がやるというだけではだめ。

- ・問題は制定予定の無い市町村が制定しないのはどうしてなのか、めんどろなのか、ひな形がないからなのか、道庁がまだ制定していないから、もしかしたら、道が制定したらやろうと思っているのではないかと。町村レベルでは職員数が少ない中やろうとするのも大変だ。そういう意味では道が早く対処すべきと思うが、道庁の基準はどのような基準がいいのか、比較的今出てきた46市町村の緩い基準に合わせるのか、平均的な基準に合わせるのかといった、まだ予定のない72市町村に対してどう示せるのかなどをやって行けばいいのかなと思う。
- ・南富良野町の基準は一つのスタンダードでまとめた基準だということだが、道が南富良野町の基準をたたき台にするのもどうかと思うが、そんなアプローチも一つだが、道が決めると残りの72市町村も道の基準を真似ると思う。なので、規定の46市町村がどのような基準なのかを参考にしてみようか。

(武岡委員)

- ・市町村の指定状況を優先して、市町村が指定するのであれば、道も指定するというやり方がいいのではないかと。全ての市町村が制定する予定ではないようだが、道は作らなければならない。
- ・南富良野町と神奈川県を参考にしたが、神奈川県のは非常に細かい。南富良野町は三重県を参考にしたのかと思う。南富良野町は、客観的に数値で示されている要件であるところが分かりやすいと思う。
- ・個別指定を受ければ、PST要件が免除されるのだから、要するに個別指定がPSTの代替基準のようなものと考えてよろしいかと思う。それには認定をする側の裁量というものはなるべく入らない基準個別指定条例にも望ましいのではないかと。
- ・ただ、書類に記述の資料があると、認定する側の裁量の要素が増えてくるので、直感的に見られるような要件で定めておくのがよろしいと思う。

(笹山委員長)

- ・今、市町村の指定の追随というようなことと、何かしらゆるやかな規定が必要ではないか、制定されている市町村の基準をベースにするというような意見があったが、他にご意見があればいただきたい。
- ・役員が替わったりした後のごたごたがどこまで波及するのかといった問題もあるのかと思うので、組織の成熟度というものもあるのかなと思う。

(三膳委員)

設立者が頑張っても、次に担う人が問題となる。役員はほとんど名前を連ねているだけで、一人二人でやっているという法人も多いのではないかと。

(笹山委員長)

- ・ある意味では事務局機能がきちっとしていないと運営がうまくいかない。

(三膳委員)

- ・最初の思いがあってやっているところはいいが、後継者などにうまく伝わっていないとだめ。

(笹山委員長)

- ・高齢化と人材不足がほとんどのようだ。

(五十嵐委員)

- ・住民税の減税のメリットというのはどのくらいあるのか。ものすごく大きなメリットと思えるくらいのものか。

(小林委員)

- ・市町村民税では6%。

(五十嵐委員)

- ・できるかぎりNPO法人に指定を取ってもらって活動を継続してもらいたいという道としての必要性はどうか。活動の範囲を広く考えてもいいのか。

(小林委員)

- ・広く捉えていただいた方がいい。NPO法人は認可ではなく、認証ということで限りなく登録に近く行っていることから、認証を行った後の事後処理としてまずいことがあった場合にすぐ変えるといった対応になっている。

- ・ 1回指定してしまうと、指定を外すのは難しい。中間層の捉え方というのが難しい。

(笹山委員長)

- ・ 本来はNPO活動というのは、行政が行うべきことを社会コストをNPOで軽減していくというような発想ではなかったかと思うが、その中で社会コストを考えた場合、本当に社会コストの軽減になっているのかということになるのかと思う。

(小林委員)

- ・ 内閣府は前の調査の時に、4万いくつあるNPO法人のうち8%くらいを認定等法人に想定している。北海道では150くらいのイメージである。まず本認定としてPSTをクリアできる団体があって、これができない団体が仮認定で3年間の間に本認定を目指すもの、指定はそれに合わない団体で、指定されると認定を受けることができるわけで、PSTがクリアできる。
- ・ 資料3では46市町村がすでに条例制定しているとのことだが、北海道NPOサポートセンターの調査では既に市町村税条例の改正を行ったのが24あった。このほかに10数カ所条例は改正しているが、内容は道庁が指定した団体としているところがある。46のうちの約半分くらいは道の様子見といったところ。市については、我々が今議論しているように苦労しているのではないかと、今我々が議論していることを市の中で、あるいは市民との議論を経ないと安心できないということがあるのかもしれない。
- ・ 南富良野町は、本認定の要件を踏まえているが、これを参考にしてもいいかもしれない。
- ・ 札幌市には、現在サポートほっと基金を設けていて、これにも基準を設けている。

(浜田委員)

- ・ 道税の減税見込みというのはマックスでどれくらいになるのか。

[佐藤課長]

- ・ 寄附が指定することによって、どれくらい伸びるのかというおおもとの数字がないので、積算は出来ていない状況です。

(浜田委員)

- ・ これからどんどん寄附金が増えるということかと思うが、それによる減税見込みが、どれくらいの規模になるのかというのを視野に入れておく必要があるのではないかと。地方交付税措置がされないというのであれば、持ち出しですよということですよ、
- ・ 本来自治体がやる仕事をNPOにやってもらおうという考えもあるのだろうけれども、地域サービスを向上させるということで、必ずしも全部自治体がやろうとしていることをNPOにやらせようとしているわけでもないから、その判断をある程度見積もりみたいなことを想定しておかないといけない。条例指定をやったらいいとは思いますが、それにコストどれくらいかけるのか分からないと、無責任に幅広く指定するとか言えないのではないかと。

(小林委員)

- ・ 昨年度北海道NPOサポートセンターで調べた961団体の寄附金の収入が約5億円あって、これが全部認定になったら、4%で2千万円くらいか。ただ認定になるとまた寄附が増えるので、これが10億になったら4千万円ということになる。

(浜田委員)

- ・ 1億ということではないのですね。
- ・ 幅広くとは言ったが、施策の位置付けとして行うのだから、のうずるで何でもかんでも指定するというのはいけない。
- ・ 事例もあるのだから、事務局で何かたたき台みたいなものを出してもらってはどうか。そうしたうえで、委員会できちんと活動している状況確認の基準が必要だとか、具体的な基準は委員会で行うことになるから、どのような観点で作るといったところを案として出してもらって、これは重要だねとかこれはちょっと低めしたほうがいいねとかいうように意見をまとめてはどうか。

(小林委員)

- ・ 札幌市との意見交換などは行われているか。

[佐藤課長]

- ・ 予定しているが、まだ具体的に開催はしていない。

(小林委員)

- ・ 認定も札幌市になるので、道は関係ないということにはなるが、札幌市内で活動している法人と札幌と江別で活動している法人との違いが大きくても困るので、道と札幌市とで極端に違わない方がいい。

(浜田委員)

- ・ 市町村の基準に合わなくなって、ダメになったときは道も措置しませんとか、札幌市と地方とで全く一緒というよりは、札幌市が指定を止めましたというときに、道庁が緩い基準だから道庁だけが優遇するのではなくて、市町村が止めた場合は道庁も止めますという一文を入れておけば、テクニク的には整合性がとれるかもしれない。
- ・ 全道一律と言うよりは、なるべく地方の苦しんでいるところに恩恵のある方がいい。

[伊藤局長]

- ・ 先ほど五十嵐委員が言われた、地域性とか社会性といったことがあるが、道として個別指定するときの見方、考え方について、道の施策として作るべき条例なのかどうかの議論も含めて検討いただきたい。

(浜田委員)

- ・ 指定の時限性というのは、持たせる必要がある。
- ・ 道庁がまだ指定していないのに、既に46市町村が指定しているのは画期的なことだ。道庁がやって施行されたから同じように施行しようというのが普通の動きだ。

[佐藤課長]

- ・ 補足しますと、市町村の税条例改正の国のひな形については、先ほど武岡委員がおっしゃったように既に出ておまして、市町村の税条例の第何条を改正して、ここに法人の入れたい名前を入れなさいというのは、国のひな形がありますが、基準をどうやって決めるかはそれぞれ考えてくださいということで、46市町村のうち45市町村は、うちのまちのNPO法人は役場と連携を取って仕事をしているところだから文句なく基準も無く名前を入れたということです。

(小林委員)

- ・ その内20数カ所は名前を入れていないのではないかな。

[佐藤課長]

- ・ 厳密に言うと名前を入れられるように条例を改正したのが45で、南富良野町は検討して基準を作ったところ。72市町村は今のところ予定が無く、52はよく分からないところで、道がなんらかの基準を示すと右に倣えの可能性もあるし、道がのうずるに全ていいですよとやるとまたそこで議論があるだろうし、政策的な観点を入れるべきではないかとなると、项目的にはどういうものが入るべきか、ということになり、基準はできるだけ緩やかにして、制度の意義を損なわないようにといったところが、今日皆様からいただいた意見の方向かなと言う感じがしている。

(小林委員)

- ・ 個人的には、基準なんていらぬところだが、やはりある程度の基準は必要だ。

(浜田委員)

- ・ 濃淡あるが、市町村が一定の措置をして待っている状況なので、道庁が何もしないという対応はなかなか説明しづらいことになるのではないかな。やらないというわけには行かないだろう。

(小林委員)

- ・ たとえば、2段階にして、既に市町村で個別指定している法人については道民税の減免にしますというのを第1段階にして、その後、道として基準をどうするかという2段階にすることはできないのか。

[伊藤局長]

- ・ テクニカル的にどうかというのは別にして、既に市町村指定のものは道も指定して、それ以降は道の基準に照らしてというのは条例的にはリスクなものになる。

(笹山委員長)

- ・ 個人の意見としては、各市町村指定のものを道が指定し、NPOの分野に濃淡を持たせるのは非常に難しく、ここを重点にということは難しいと思うので、あとは、1年ぽっきりということであってはいけないので、継続性を重点にお考えいただければと思う。ただ、そのときに

何年も継続しているNPO法人だけとすると、地域おこしの起爆剤にならない。地域の振興に役立つNPO法人が優遇されないということになるとそれもまた面倒で、継続性も含めて検討してはどうか。

(五十嵐委員)

- ・ 継続性も重要だが、地域性ということでこれが必要だということであれば、できたての団体も指定するなど、考え方を整理していただかないとならない。

(浜田委員)

- ・ 2段階方式でというのは、早く措置すべきでしょうという考えで、局長が整合性をおっしゃったのは、きちっとパッケージとしてやっていくということかなと思う。
- ・ もし条例指定するとすれば、いつの議会にまとめてどうしたいと考えているのか、どういうスケジュールか。

[伊藤局長]

- ・ パブコメをやってまとめるのが10月くらいで、また修正等を行い、議会にかけるのは当初にかけて25年度から施行されるかというイメージ。

(小林委員)

- ・ 何とか年内に3定とかで決めていただいたら、24年1月からの寄附が対象になる。

[佐藤課長]

- ・ 10月、11月までに条例案を事務的には仕上げないと来年に間に合わないということで、パブリックコメントは夏から秋に行わないとならない。今回の意見をまとめて再度ご意見をいただくのと並行して市町村やNPOの団体とも意見をいただいた上で、事務局で整理したものを次回再度ご了解いただいた上で、それが素案、骨子、方針案として秋に文章化できるようにしなければならない。考え方を決めるのは、次かその次にということになる。

(浜田委員)

- ・ どんなに頑張っても無理でしょうから、議会に諮らないといけないし、予算も措置だってあるから、しっかりしたものを固めて行く必要はある。

(笹山委員長)

- ・ それでは、次回に向けて是非事務局で素案を作っていただければと思う。
- ・ 次回の開催は新年度に入ってから、委員の皆様には日程調整をするので、よろしくお願ひします。
- ・ 今日言い残したことなどがあれば、事務局の方にご連絡いただきたい。

(以上)